Pickup



ピックアップ



を 綾瀬の未来をつくる戦略プロジェクト



次期総合計画素案の内容を一部紹介します

本市をどのようなまちにしていくのかなどをまとめた 「次期総合計画」では、優先度の高い取り組みを「戦略プ ロジェクト」と名付けました。「育てる」「稼ぐ」「支える」 の3つの基本方針に基づき、15のプロジェクトを展開し、 持続的な成長・発展を続けるまちづくりを進めます。緊

急性・重要性の高い取り組みに対して、予算や人員を重 点的に投入し、優先的な対応や課題解決をしていく必要 があります。プロジェクトの詳細は市ホームページを見 てください。

問企画課☎70.5635

<基本方針>

子育て環境や市の魅力向上、公園・ 文化財などの地域資源の有効活用、市 民活動の活性化や地域の担い手づくり など、次世代の綾瀬を「育てる」視点で のまちづくり

戦略プロジェクト

- ●笑顔あふれる親子が育つまちプロジェクト
- ●外国人市民が活躍する多文化共生のまちづ くりプロジェクト
- ●未来を支える地域コミュニティの仕組みづく りプロジェクト
- ●特色ある公園活用プロジェクト
- ●目久尻川流域の歴史文化形成プロジェクト

農・商・工の産業の振興、交流人口 増や市の認知度の向上、にぎわいの拠 点づくりなど、積極的な「稼ぐ」視点で の地域経済の活性化

戦略プロジェクト

- ●道の駅から始まる綾瀬市活性化プロジェクト
- ●あやせ工場プロジェクト
- ●あやせ農場プロジェクト
- ●「ロケのまちあやせ」ならでは観光プロジェクト
- 中心市街地魅力UPリニューアルプロジェクト





健康で活躍できる環境づくりや移動手段の充 実、支え合いによる大規模災害への備えの充実、 将来を見据えた公共施設の整備・活用など、安 全で安心な暮らしを「支える」基盤の向上

戦略プロジェクト

- アクティブ・シニア応援プロジェクト
- ●あやせ流健康習慣定着プロジェクト
- ●大規模自然災害対策プロジェクト
- ●誰もが便利な移動手段強化プロジェクト
- ●次世代につなげる公共施設改革プロジェクト

パブリック コメントの 閲覧・配布 方法を一部 変更します

次期総合計画素案への意見募集に ついて、市役所を除く公共施設での 閲覧・配布を中止します。今回は、 希望者への郵送による閲覧・配布を 行うので、同課に問い合わせてくだ さい。

▶期間 4月21日(火)~5月20日(水)▶閲覧・配布 企 画課、市ホームページ、郵送▶対 市内在住・在勤・在 学の方、事務所などの所有者、納税義務者▶提出方法 氏名、住所、意見などを明記し、5月20日(消印有効)まで に〒252-1192市役所企画課(☎70·5635)へ郵送、₩ 70·5701、Mulwm.705635@city.ayase.kanagawa.jpか直接

頑張る創業者を支援

創業補助金を実施



市では、地域での創業を促進し、地域経済の活性化を 図るため、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計 画 | を策定しています。平成28年1月に国の認定を受け、市、 綾瀬市商工会、金融機関(きらぼし銀行、かながわ信用金庫、 商工組合中央金庫、横浜信用金庫、神奈川銀行)が連携し てワンストップ窓口相談の設置、市が特定創業支援等事 業に位置付けているあやせ創業スクールの開催、創業応 援窓口の設置などを行い、必要な知識(経営、財務、人材 育成、販路開拓など)の習得・向上を図るとともに、さま ざまなニーズに合わせて総合的な支援を実施しています ので、詳細は市ホームページを見てください。

間商業観光課☎70.5685

特定創業支援等事業

同事業に位置づけられている同スクールや窓口支援を 受けた創業希望者・創業者は、株式会社を設立する際、 登記にかかる登録免許税の軽減や、創業2か月前から対象 となる無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例 を、事業開始6か月前から利用できるなどの支援を受けら れます。

■その他 今年度の同スクールは、10月~11月を予定

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

創業に必要な経費の一部を補助します。今年度から、 創業に必要な資格などの取得にかかる費用の補助も開始 しました。

■対 市内で創業か新事業に挑戦する第二創業者で、次 の項目全てに該当する創業者▶市内に事業所を置くか置 く予定である▶同計画の認定を受けた市区町村から、特 定創業支援等事業による支援を受けたか受ける予定であ る▶中小企業者か中小企業者となる予定である▶補助事 業期間に個人開業か会社などの設立を行いその代表とな るか、既存事業以外の新事業を開始する▶納期限の到来 した国税・都道府県税・市町村税を完納している▶空き

店舗活用事業補助金か同様の趣旨の他の補助金(国や県 によるものを含む) などの交付、交付決定を受けていな い▶市暴力団排除条例第2条第2号~第5号の規定に該 当しない▶次のいずれかに該当する事業を営んでいな いか営もうとしていない▷風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律の規定により許可か届出が必 要な事業▷他の方が行っていた事業を継承して行う事 業▷フランチャイズ契約かこれに類する契約に基づく 事業▷公序良俗に反する事業や補助金の使途として社 会通念上不適切であると認められる事業

- ■対象経費 ▶①▷建物の賃貸借契約上の3か月分の賃 料(不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金などを除く) ▶新たに開設する事業所の外装・内装・設備にかかる 工事費用(市内の事業者に発注する費用に限る) ▷設備 の購入に掛かる費用▷販売促進のためのパンフレット 作製・広告掲載・ホームページ作成などの広告宣伝費 用(事前着手したものも対象となる場合があるので、同 課へ問い合わせてください) ▶② ▷事業を開始するため に必要な法令に基づく資格などの取得に係る費用
- ■対象業種 ▶① 統計法第2条第9項に規定する統計 基準として定められた日本標準産業分類に規定する小 売業か飲食サービス業▶② 中小企業信用保険法施行 令第1条に規定する業種
- ■補助金額 ▶① 経費の2分の1以内で上限100万円 ▶② 経費の2分の1以内で上限4万円(併用申請可)
- ■補助期間 ▶① 交付決定の日~来年1月31日(開店 日が来年1月31日以前の場合は、開店日まで) ▶② 定
- ■受付期間 ▶① 6月1日17時まで▶② 開業の日か ら1年以内
- 同課にある申請書(市ホームページからダウン ロード可) に記入し、必要書類を添えて同課へ直接
- ■その他 6月下旬に開催する審査会で、交付事業者を

